

公益社団法人長野県私学教育協会 退職資金給付事業業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人長野県私学教育協会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するため、公益社団法人長野県私学教育協会（以下「本会」という。）の退職資金給付業務の方法等に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(業務執行の基本原則)

第2条 本会の退職資金給付業務は、法令、定款及びこの業務方法書に定めるところに従い、公平かつ確実な運営を期さなければならない。

2 この業務方法書は、退職資金給付事業のみを対象とする。

(用語の意義)

第3条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会員

- ①長野県内に高等学校、中学校、小学校、幼稚園、幼稚園から移行した認定こども園、学校法人が運営する保育所、専修学校又は各種学校を設置している学校法人であって退職資金給付事業の対象となる正会員
- ②長野県内に幼稚園を設置している社団法人若しくは宗教法人又は法人以外の者である本会の正会員
- ③長野県内の私学振興団体である本会の正会員

(2) 教職員

本業務方法書に定める会員たる学校法人、社団法人若しくは宗教法人（以下「学校法人等」という。）又は会員の設置する高等学校、中学校、小学校、幼稚園、幼稚園から移行した認定こども園、学校法人が運営する保育所、専修学校若しくは各種学校（以下「学校等」という。）に常時勤務する理事、責任役員、校長、園長、教員、事務員その他の職員で私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者となる資格を有する者及び会員たる私学振興団体又は本会の常勤職員である者で、本会の登録を受けた者をいう。

(3) 標準給与月額

- ①教職員が勤務の対価として受ける給料又はこれに相当するものに基づき別表に定める給与月額の区分に応じ定められた標準給与の月額をいい、その額はその年の10月から翌年の9月までの各月のその者の標準給与とする。ただし、その額の最高額は53万円とする。
- ②新たに会員となった者の教職員又は会員に新たに採用された教職員にかかる標準給与月額及びその適用期間については、私立学校教職員共済法の規定の例による。

(4) 平均標準給与月額

教職員の退職した日の前日の属する月から起算して、その前1年間の各月における標準給与月額の合計額の12分の1に相当する額とする。

(5) 退職資金

前第2号の教職員が退職又は死亡した場合に、当該教職員又はその遺族に対し、会員が退職金を支給するのに必要となる資金に対して本会が給付する資金をいう。

(6) 規程

別に定める長野県私学教育協会退職資金交付規程をいう。

(資産の管理及び運用)

第4条 本会の資金は、当座の支出に充てるため必要かつ最小限度の額を、現金又は短期の預金として保有するほか、余裕資金は長期の銀行預金、金銭信託又は貸付信託その他の方法により、安全、確実かつ有利に運用しなければならない。

(教職員登録原票)

第5条 本会は、教職員ごとに教職員登録原票を備え、資格の得喪、標準給与の異動、その他所要の事項を記載して整理しなければならない。

(退職資金の交付)

第6条 退職資金は、教職員が退職又は死亡した場合に、その教職員が所属していた会員が当該退職者又はその遺族(教職員が退職後退職金の支給を受ける前に死亡した場合を含む。)に支給する退職金に充てるため、当該会員に交付する。

2 前項の退職資金の額は、規程の定めるところによる。

3 会員が支給する退職金の額は、第1項の規定により交付した額を下回ってはならない。

(入会金)

第7条 会員になろうとする者は、1学校につき2万円の入会金を払い込まなければならない。

2 会員は、前項の規定による入会金にかかる学校以外の学校に勤務する者について、第3条第2号の登録を受けようとするときは、1学校について2万円の入会金を払い込まなければならない。

(会費)

第8条 会員は、毎年6月1日においてその会員に属する教職員1人につき27年度は1,700円、28年度は2,000円、29年度は2,300円、30年度以降は2,600円の会費を納めなければならない。

(登録料)

第9条 会員になろうとする者又は会員は、第3条第2号の登録を受けようとするときは、1人につき1,000円の登録料を納めなければならない。

(負担金及び負担金の率)

第10条 会員になろうとする者又は会員は、毎月、その会員に属する教職員の所定の標準給与月額総額に、別表左欄に掲げる各年度において、同表上欄に掲げる学種の区分に応じた率を乗じて得た額の負担金を払い込まなければならない。

2 前項において、その会員に属する教職員が県の補助対象とならない場合は、前項の率に県の補助金の率を加えた率とする。

(特別負担金)

第 11 条 会員は、その会員に属する教職員の標準給与月額を増加させた場合において、その増加した額が本業務方法書に定める額を超えるときは、その増加した日の属する月の末日までに特別負担金を払い込まなければならない。

2 前項に定める特別負担金は、当該年度の標準給与月額が前年度の標準給与月額に比し、3 等級相当額以上増額になった場合に納入しなければならない。

3 特別負担金の額は、当該教職員の標準給与月額の増加額から 2 等級相当増加額を控除した額に、その者が社団の登録教職員になった日の属する月から新たな標準給与月額として確認決定された月の前月までの経過月数を乗じ、その額に第 10 条の率を乗じて得た額とする。

ただし、前項に規定する前年度の標準給与月額が、休職、停職又はその他の事由により給与月額の一部又は全部を支給されていない場合は、給与月額の全部が支給されている年度の標準給与月額をもって算出した増加額とする。

(負担金納入通知書の送付)

第 12 条 本会は、会員ごとに負担金納入原票により、当該会員の納入すべき各月の負担金をあらかじめ算出し、その額を負担金納入通知書に記載して、各月の負担金納入期限の少なくとも 10 日前までに、当該会員に送付するものとする。

(負担金の徴収簿)

第 13 条 本会は、負担金徴収簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(負担金の延滞)

第 14 条 負担金（特別負担金を含む。次項において同じ。）の払い込みを延滞した会員に対しては、期限を付して督促するものとする。

2 会員が負担金の支払いを延滞した場合には、延滞額 100 円につき 1 日 4 銭の割合で納期の翌日から払い込みの前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

3 第 1 項の会員に対しては、当該延滞の期間中に交付することとなった退職資金の交付を停止することができる。

(負担金の返還)

第 15 条 既納の負担金は、定款第 7 条 3 項の規定に関わらず、定款第 8 条の規定により任意退会した場合並びに第 10 条第 3 号及び第 4 号の規定により資格喪失した場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

2 返還する負担金の額は、次の各号に定める基準に基づき算出し、理事会で決定した額とする。

(1) 定款第 8 条の退会（次の各号の規定による退会を除く。）の場合は、次号で算出した算出額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基礎とする。

(2) 定款第 10 条第 3 号の解散及び第 4 号の死亡による資格喪失の場合は、その会員に所属していた教職員にかかる退会時の退職資金要支給額に前年度末の退職資金積立資産額を同年度末の退職資金要支給額の総額で除して得た率を乗じて得た額を基礎とする。

(3) 定款第 9 条の除名及び定款第 10 条第 1 項による資格喪失の場合は、負担金は返還しな

いものとする。

(調査又は報告)

第16条 本会は、会員に対し、定款又は規程に定める出資金及び退職資金にかかる事項等について、必要に応じて調査し、又は報告を求めることができる。

(業務方法書の変更)

第17条 この業務方法書を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この業務方法書は、本会設立の認可のあった日から施行する。(昭和42. 8. 21 認可)

附 則

この改正規定は、昭和58年10月1日から施行する。(昭和58. 3. 4 改正)

附 則

この改正規定は、昭和63年10月1日から施行する。(昭和63. 8. 9 改正)

附 則

この改正規定は、平成3年10月1日から施行する。(平成2. 10. 30 改正)

附 則

この改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の規定は、平成5年10月1日から施行する。(平成5. 3. 16 改正)

附 則

この改正規定は、平成6年4月1日から施行する。(平成6. 3. 27 改正)

附 則

この改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規定は、平成7年1月1日から施行する。(平成6. 11. 11 改正)

附 則

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。(平成8. 3. 25 改正)

附 則

この改正規定は、平成9年4月1日から施行する。(平成9. 3. 24 改正)

附 則

この改正規定は、平成11年4月1日から適用する。(平成10. 6. 25 改正)

附 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(平成 15. 2. 27 改正)
- 2 改正後の第 7 条の規定にかかわらず、平成 15 年度から平成 18 年度における負担金の率は、次の表のとおりとする。

年度	率
平成 15 年度	1000 分の 59
平成 16 年度	1000 分の 61
平成 17 年度	1000 分の 63
平成 18 年度	1000 分の 65

附 則

この改正規定は、平成 19 年 4 月 16 日から適用する。(平成 19. 3. 23 改正)

附 則

この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。(平成 19. 12. 20 改正)

附 則

この改正規定は、平成 20 年 10 月 28 日から適用する。(平成 20. 10. 28 改正)

附 則

- 1 この改正規定は、社団法人長野県私立学校教職員退職社団及び社団法人長野県私学振興協会の合併の登記の日から適用する。(平成 24. 2. 1 改正)
- 2 改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 23 年度の会費は 900 円とする。

附 則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。(平成 24. 3. 26 改正)

附 則

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。(平成 24. 10. 10 改正)

附 則

この業務方法書は、公益社団法人長野県私学教育協会定款の施行の日から適用する。
(平成 25. 4. 1)

附 則

この改正規定は、平成 27 年度定時社員総会で議決のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。(平成 27. 6. 25 改正)

附 則

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。(平成 28. 3. 14 改正)

附 則

この改正規定は、平成31年4月1日から適用する。(平成30.6.29改正)

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から適用する。(令和4.3.22改正)